

京都市告示第 48 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|----------|------------------------|-------------|----------------|--------------|
| 久我 8 号線 | 伏見区久我西出町 7 番地の 43 地先から | 旧 | メートル 109.90 | メートル 1.80 |
| | 同町 7 番地の 40 地先まで | 新 | 109.90 | 1.80 ~ 5.00 |
| 久我 11 号線 | 伏見区久我西出町 7 番地の 17 地先から | 旧 | 21.20 | 1.90 |
| | 同町 7 番地の 40 地先まで | 新 | 19.90 | 2.70 ~ 9.20 |

(建設局土木管理部道路明示課)